

新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減免取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第57条、新潟市保育所条例（昭和39年新潟市条例第17号）第11条及び新潟市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年新潟市規則第53号）第4条の規定に基づき、保育料の一部の免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 保育料の免除をすることができる場合、減免方法、減免期間等は別表に定めるとおりとする。

(減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする保護者は、保育料減免申請書（別記第1号様式）に所定の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(減免の通知)

第4条 市長は、前条の保育料減免申請書の提出があったときは、減免の適否を決定し、その結果を所定の通知書（別記第2号様式）により当該申請書を提出した保護者に通知するものとする。

(減免理由消滅の届出)

第5条 減免を受けている保護者は、減免の期間内においてその理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったときは、直ちに保育料減免理由消滅届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「所定の通知書（別記第2号様式）」とあるのは、「保育料減免取消決定通知書（別記第4号様式）」と読み替えるものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免を受けている保護者が次のいずれかに該当する場合は、当該減免を取り消し、すでに減免した保育料の全部又は一部を追徴することができる。

(1) 申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為によって減免を受けていることが判明した場合

(2) 減免の理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったにも関わらず、保育料減免理由消滅届出書を提出しない場合

2 市長は、前項の規定により減免を取り消したときは、保育料減免取消決定通知書（別記第4号様式）により当該保護者に通知するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

保 育 料 減 免 基 準

減免をすることができる場合	減 免 方 法	減 免 期 間	摘 要
<p>(1) 児童の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、やむを得ない理由による退職、失職、転職等もしくは事業又は業務の休廃止、事業における著しい損害により減少し、当該世帯の収入が1月から8月分については前々年、9月から12月分については前年と比較し7割以下に減少した場合</p>	<p>○ 当該世帯の減免申請月の3箇月平均収入額（以下「認定収入額」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による月額最低生活費（以下「最低生活費」という。）に満たない場合は、全額免除とする。</p> <p>○ 当該世帯の認定収入額が最低生活費を超える場合は、その超過額の直近下位の保育料表に定める階層の相当額とする。</p>	<p>申請日の当月から、直近の8月末日までとする。</p> <p>ただし、保護者のいずれかが求職中の場合は3箇月とする。</p>	<p>認定収入額は申請世帯の実収入（総収入から当然引かれる金額（税金、社会保険料）を除いた3箇月間の平均）とする。</p> <p>認定収入額及び最低生活費は100円未満の端数は切り捨てる。</p>
<p>(2) 児童の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、当該世帯の収入が1月から8月分については前々年、9月から12月分については前年と比較し7割以下に減少した場合</p>			
<p>(3) 児童の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により減少し、当該世帯の収入が1月から8月分については前々年、9月から12月分については前年と比較し7割以下に減少した場合</p>			
<p>(4) 児童の属する世帯内に疾病者があり、2箇月以上継続してこれに必要な経費を支出し家計に著し</p>	<p>○ 当該世帯の認定収入額が最低生活費に月平均医療費（高額療養費を限度とする。）を加算し</p>	<p>申請日の当月から直近の8月末日までのうち、治療期間の範囲内</p>	

<p>く影響を及ぼしている場合</p>	<p>た額に満たない場合は、全額免除とする。</p> <p>○ 当該世帯の認定収入額が最低生活費に月平均医療費（高額療養費を限度とする。）を加算した額を超申請日の当月から直近の8月末日までのうち、治療期間の範囲内える場合は、その超過額の直近下位の保育料表に定める階層の相当額とする。</p>		
<p>(5) 児童又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合</p>	<p>ア 全焼、全壊の場合 全部</p> <p>イ 半焼、半壊の場合 50%</p> <p>ウ 火災、水害等による水損（床下浸水は除く）の場合 30%</p>	<p>事実のあった日の属する月から</p> <p>ア 6 箇月</p> <p>イ 6 箇月</p> <p>ウ 3 箇月</p> <p>ただし、継続入所の場合は期間を通算するものとする。</p>	<p>減免期間が9月をまたがる時は、9月に再申請とする。</p> <p>100 円未満の端数は切り捨てる。</p>
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある場合</p>	<p>(1) から (4) に準ずる。</p>		

第1号様式（第3条関係）

保 育 料 減 免 申 請 書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

住所
保護者
電話
氏名

下記のとおり保育料を減免して下さるよう申請いたします。

施 設 名		児 童	氏 名	
			生 年 月 日	年 月 日
保 育 料	月 額			円
減免を受 けようと する理由				

・必要とする書類を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 課)

保 育 料 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のありました保育料の減免について、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

施 設 名		児 童 氏 名	
階 層 区 分			
当 初 の 保 育 料	月 額		円
減 免 後 の 保 育 料	月 額		円
減 免 期 間			
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

第2号様式（第4条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 課)

保 育 料 減 免 申 請 に つ い て (通知)

年 月 日付けで申請のありました保育料の減免について、審査の結果、新潟市保育料減免基準に該当しないため承認できないこととなりましたので、その旨通知します。

記

施 設 名		児 童 氏 名	
階 層 区 分			
当 初 の 保 育 料	月 額		円
減免申請を承認できない理由			
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			

第3号様式（第5条関係）

保 育 料 減 免 理 由 消 滅 届 出 書

年 月 日

（あて先）新 潟 市 長

住所
保護者
電話
氏名

下記のとおり保育料の減免理由が消滅いたしましたので、届出いたします。

施 設 名		児 童	氏 名	
			生 年 月 日	年 月 日
保 育 料	月 額		円	
減免理由 が消滅し た 内 容				

・必要とする書類を添付してください。

様

新潟市長
(担当 課)

保 育 料 減 免 取 消 決 定 通 知 書

- ① 年 月 日付けで届出のありました保育料減免理由の消滅
- ② 減免の理由が消滅し、減免を受ける必要がなくなったこと
- ③ 申請書に虚偽の記載があるなど不正な行為による減免が判明したこと

に伴い、下記のとおり減免の取消を決定いたしましたので、通知します。

記

施 設 名	児 童	氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
減免取消前の保育料	月 額	円	
減免取消後の保育料	月 額	円	
減免取消が決定した理由			
<p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えはその審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>			